

諮問番号：平成29年度諮問第56号

答申番号：平成29年度答申第58号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の点において、原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であるとして、その取消しを求めているものと解される。

- (1) 更年期障害の治療にはプラセンタ療法（肝疾患等に対して胎盤の有効成分を用いる治療法）が必要であり、同療法が効果があることを実感している。
- (2) 両肩も石灰性腱炎になっていて、手のこわばり、首、肩の症状も強くなってきており、頸椎症も悪化しているのではないかと不安でたまらない。
- (3) 審査請求人の申請は、通院証明書も添付しており、通院移送費の申請要件を満たしている。
- (4) 審査請求人が処分庁の家庭訪問を断ったこと（後記2(3)）については、平成29年6月、処分庁に歯科の医療券の発行を依頼した際、それまで歯科に通院することは誰にも話していないにもかかわらず、処分庁が既に発行済と説明したことで怖くなったからであり、このことは警察にも相談している。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、法令等に示す取扱いに従い適法かつ正当に行われており、何ら違法又は不当な点はない。

- (1) 審査請求人の主張（前記1(1)）については、審査請求人から通院移送費の支給申請のあった病院の主治医からの回答によれば、プラセンタ療法が審査請求人の病状回復に効果があるとはいえない。
- (2) 審査請求人の主張（前記1(2)）については、主治医からの回答によれば、審査請求人に対して整形外科の治療は行われていないことから、当該治療が必要な病状と判断することはできない。
- (3) 審査請求人の主張（前記1(3)）については、平成29年6月以降、審査請求人は処分庁の家庭訪問を拒否して一方的に通院を開始し、処分庁は病状把握もできず、通院の可否を判断することができなかつたのであるから、通院証明書があることをもって、支給要件を満たすとはいえない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 保護基準によると、移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされ、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとされている。

審査請求人は、公共交通機関を利用して90分程度要する場所に所在する病院への通院に係る移送費の支給申請を行ったものであるところ、処分庁は、審査請求人の主治医から近隣の医療機関で受診可能であれば、申請のあった病院の受診は必要ない旨を確認して原処分を行っていることから、原処分に違法又は不当な点はない。

審査請求人は、自分の体にはプラセンタ療法が必要であること、両肩の石灰性腱炎等も悪化していることなどを主張するが、処分庁は審査請求人の主治医から、プラセンタ療法を必要とする理由がないことを確認していることに加え、移送費は原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとされているところ、審査請求人の主張するその他の症状についても近隣の医療機関では対応が困難と判断することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更申請に対する決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うもの」とされ、受診する医療機関は、原則として「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限るものとされている。

ただし、傷病等の状態により、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」には、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められることがある。

そこで本件についてみると、審査請求人は、更年期障害の専門医に相談できることを理由として、居住地から公共交通機関を利用して概ね90分程度要する市外の病院への受診に係る移送費を申請したものであるところ、処分庁は、同病院の

主治医から審査請求人の病状等を確認し、処分庁の嘱託医師と協議の上、審査請求人の病状が同病院での治療を不可欠とするものではないこと、審査請求人の居住する市内の医療機関での治療が可能であることを確認したことが認められる。

そうすると、同病院は、保護の処理基準が定める「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」とはいえず、審査請求人の傷病等の状態により、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」に該当する特段の事情も窺われないから、審査請求人の申請が移送費の給付要件を満たさないとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美